

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年7月1日

【会社名】 松井建設株式会社

【英訳名】 MATSUI CONSTRUCTION CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 松井 隆 弘

【本店の所在の場所】 東京都中央区新川一丁目17番22号

【電話番号】 03-3553-1151（大代表）

【事務連絡者氏名】 管理本部総務部長 山 室 誠 一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区新川一丁目17番22号

【電話番号】 03-3553-1151（大代表）

【事務連絡者氏名】 管理本部総務部長 山 室 誠 一

【縦覧に供する場所】 松井建設株式会社 名古屋支店
(名古屋市西区菊井二丁目2番7号)
松井建設株式会社 大阪支店
(大阪市北区紅梅町2番18号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成26年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金4円 総額122,095,672円
- (2) 効力発生日
平成26年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 500,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 現行定款第23条（代表取締役および役付取締役）第3項について、代表取締役の役割に関する変更。
- (2) 会社法第370条により、書面または電磁的記録により取締役会の決議を行うことが可能となるよう、現行定款第26条（取締役会の決議方法）に第2項を新設する。
- (3) 法令の定める範囲内で社外取締役の責任をあらかじめ限定する契約の締結が可能となるよう、定款第29条（社外取締役との責任限定契約）を新設する。

第3号議案 取締役9名選任の件

松井隆弘、白井隆、山本勇、村田一雄、山田正人、小林明、鎌田洋次、大井川清及び益子荘平を取締役に選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

石坂文人を補欠監査役に選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) |
|----------------------|------------|------------|------------|------|----------------------------|
| 第1号議案 剰余金の処分の件 | 23,246 | 931 | 0 | (注)1 | 可決 95.89 |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | 24,155 | 22 | 0 | (注)2 | 可決 99.64 |
| 第3号議案 取締役9名選任の件 | | | | | |
| 松井 隆弘 | 23,658 | 519 | 0 | (注)3 | 可決 97.59 |
| 白井 隆 | 24,142 | 35 | 0 | (注)3 | 可決 99.59 |
| 山本 勇 | 24,144 | 33 | 0 | (注)3 | 可決 99.59 |
| 村田 一雄 | 24,143 | 34 | 0 | (注)3 | 可決 99.59 |
| 山田 正人 | 24,145 | 32 | 0 | (注)3 | 可決 99.60 |
| 小林 明 | 24,146 | 31 | 0 | (注)3 | 可決 99.60 |
| 鎌田 洋次 | 24,141 | 36 | 0 | (注)3 | 可決 99.58 |
| 大井川 清 | 24,146 | 31 | 0 | (注)3 | 可決 99.60 |
| 益子 荘平 | 24,142 | 35 | 0 | (注)3 | 可決 99.59 |
| 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 | | | | | |
| 石坂 文人 | 23,816 | 361 | 0 | (注)3 | 可決 98.24 |

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。